

仙台市外郭団体の経営状況の評価結果
(令和4年度決算)

令和5年9月

仙台市外郭団体経営検討委員会

1 外郭団体の経営評価

(1) 経過

第三セクターなどいわゆる外郭団体の経営破綻により，地方公共団体本体が財政再生団体に指定されるという事例が生じ，総務省は，平成20年に，地方公共団体に対し，第三セクター等の経営状況の客観的な把握，その結果，経営が著しく悪化している場合の抜本的な経営改善策を講じるよう通知をした。

これを受け，本市では，平成21年に仙台市外郭団体経営検討委員会を設置し，毎年，経営悪化の可能性があると考えられる一定要件（以下「2 委員会付議要件」を参照）に該当した外郭団体の経営状況について，外部の専門家による評価を受けている。

また，平成29年には，総務省より地方公共団体に対し，相当程度の財政リスクが存在する第三セクター等について，経営健全化方針を策定するよう通知がなされているが，本市においては，委員会設置以降，総務省の基準よりも厳しい要件で評価を実施し，これまでのところ経営健全化方針の策定が必要となった団体はない。

(2) 対象となる外郭団体

仙台市における外郭団体の定義は，

ア 市が当該団体の基本財産等の4分の1以上の出資又は出捐を行っている団体

イ 市の事務事業との密接な関連性から，その設立に市が主体的に関与し，かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体

のいずれかに該当する団体であり，令和5年7月1日現在で27団体となっている。

今年度においては，出資比率や設立経緯により他の地方公共団体（宮城県）が本市より主体的に関わっている2団体を除いた25団体のうち，あらかじめ定めた一定の要件（「2 委員会付議要件」参照）に該当した2団体について，具体的評価作業を行った。

当該2団体については，令和4年度の決算資料を基に，必要に応じて，令和5年度予算書等の資料を精査し，委員の合議により評価を行った。

2 委員会付議要件

前期決算（⑤については前3期決算）について，下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を，付議対象とする。

① 経常損益が赤字であり，当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は，自治体が団体の債務について損失補償又は保証をしている場合にのみ対象となるが，本市においては，全ての外郭団体について，この基準の対象とみなして評価を行うこととする。

② 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

③ 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあつては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあつては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

④ 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、基本財産、資本金又はこれに類するものの概ね50%以上であること

⑤ 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が前期と前々期、前々期と前々々期、前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。

3 委員会付議要件該当団体

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会（要件1及び3に該当）

公益財団法人 仙台市救急医療事業団（要件1に該当）

4 評価結果

評価結果	該当団体
1 著しく経営状況が悪化しており、抜本的な経営改善が必要な団体	なし
2 著しく経営状況が悪化しており、経営改善努力が必要な団体	なし
3 著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体	なし
4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会 公益財団法人 仙台市救急医療事業団

《各団体に対する評価コメント》

① 社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

当該団体は、地区社会福祉協議会への活動支援や各福祉施設の管理運営（指定管理を含む。）、地域包括支援センターの運営等を行っている団体である。

令和4年度の経常損益が赤字となった主な原因は、平成27年度に当該法人と旧各区（支部）社会福祉協議会の組織が一体化した際に各区（支部）より引き継いだ基金・積立金及び繰越金について、地域支え合い基金及び地域福祉活動推進基金に積み立てを行い、費用計上したことによるものである。仮に令和4年度に積み立てを行わなかった場合、付議要件には該当しない。

収益性の低下や経営上の問題により経常損益の赤字額が大きくなったものではなく、また、基金への多額の積み立ては令和4年度の特例的なものである。

以上のことから、「4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と判断する。

② 公益財団法人 仙台市救急医療事業団

当該団体は、仙台市急患センター、仙台市北部急患診療所及び仙台市夜間休日こども急病診療所の指定管理業務を主に行っている団体である。

当該団体は休日・夜間の初期救急医療を担っているが、診療報酬収入だけでは事業費用のすべてを賄えず、医薬品在庫を除いて、毎年度の収支が均衡するよう指定管理料を精算していることから、医薬品在庫の増減が経常損益に反映される形となっている。

令和4年度の経常損益の赤字は、令和2年度末の医薬品在庫が通常より多かったため、適正な在庫管理の観点から、令和3年度に引き続き令和4年度においても医薬品の在庫減少に努めてきたことに起因するものである。医薬品在庫の適正化は健全な経営のために行っており、その増減は経営状況に直接影響するものではない。

このほかに新たな要因は認められないことから、令和3年度決算同様、「4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と判断する。

5 委員名簿（敬称略）

委員長	大 泉 裕 一	（大泉会計事務所・公認会計士・税理士）
委員	西 村 一 幸	（公認会計士西村一幸事務所・公認会計士）
委員	水 野 由 貴	（水野由貴公認会計士事務所・公認会計士）